

## 学生の海外旅行取扱い内規

- 第1 学生の海外旅行については、別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。
- 第2 学生の海外旅行とは、海外の大学留学、海外の友好団体からの招へい、海外事情見学調査、海外の家人、知人訪問等をいう。
- 第3 海外旅行をしようとする学生は、あらかじめ学生課学生係で次の(1)又は(2)の手続きを取らなければならない。
- (1) 海外旅行の期間が授業にふれる場合は、「海外旅行許可願」を提出して許可を受けること。
  - (2) 休業期間中に行われる海外旅行の場合は、「海外旅行届」を提出すること。
- 第4 第3に関する願書又は届書には、旅行目的、滞在地、期間、同行者人数(名簿)、海外旅行中の国内・国外の通信連絡場所、旅行業者、保険加入の有無、奨学金の受給の有無及び日程表等を明記し、保証人の署名、押印を必要とする。
- 第5 第3の(1)に規定する許可願には、学部学生1・2年生は専攻語代表教員、学部学生3・4年生は卒業論文又は卒業研究の指導教員、大学院学生は主任指導教員が了承する旨の認印を必要とする。
- 第6 海外旅行のために必要とする証明書等は、第3に関する手続きを経た者でなければ、これを受けることができない。
- 第7 第3に規定する許可願又は旅行届の提出の後に、日程等記載事項に変更が生じたときは速やかに学生課学生係で変更の届出をしなければならない。